

民事訴訟事件記録の閲覧・謄写

1 事件記録の閲覧・謄写の申請人等について

民事訴訟事件記録の閲覧は誰でも請求することができますが、謄写については、当事者及び法律上の利害関係を疎明した第三者に限り、請求することができます。

なお、執務に支障のあるときや、閲覧等制限の決定がされているときなど、閲覧・謄写ができないことがありますので、閲覧・謄写をされたい方は、事前に、事件記録を保管している裁判所に、電話で御相談ください。

2 窓口及びコピー料金（以下は山口地方裁判所本庁（民事）の取扱いです。）

民事訴訟事件記録の閲覧・謄写の受付窓口は、本館1階の地方裁判所訴訟受付です。

謄写については、裁判所備え付けのコピー機で、ご自身でコピーをとっていただきます。コピー料金は、硬貨又は1000円札で御準備ください。

3 閲覧・謄写申請にあたっては、次のものが必要になります。

(1) 申請書

窓口に備え付けてあります。

(2) 手数料

事件の係属中に当事者又はその代理人が申請する場合は、手数料は不要です。

上記以外の場合は、1件につき150円の収入印紙が必要です。

事件が併合されている等の理由で、手数料額が不明な場合は、裁判所にお問合せください。

(3) 申請人の認め印

※申請人以外の方が閲覧等をされる場合は、別に閲覧人等の認め印をお持ちください。

(4) 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

(5) 委任状

代理人が申請する場合に必要です。

※法人の社員等が代理人として申請する場合は、委任状のほか、社員証明書や法人の資格証明書などの提出が必要になります。

(6) 法律上の利害関係を疎明する書類

※利害関係人が申請する場合に必要です。